組合員資格得喪通知書

　　年　　月　　日

高浜市土地改良区　理事長　殿

現資格者　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

新資格者　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第４３条第１項の規定により通知します。

記

１　資格得喪の対象たる土地

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 町　名 | 丁　目 | 地　番 | 地　目 | 用　途 | 地積(㎡) | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

２　資格得喪の原因およびその時期

（１）原　因

（２）時　期

令和６年３月吉日

総　代　各　位

高浜市土地改良区

理事長　杉浦　　司

組合員資格得喪通知書の提出について（通知）

　日頃より、本土地改良区の運営に格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、下記条件に当てはまる場合、土地改良法第43条第1項の規定に基づき『組合員資格得喪通知書』の届出が必要になります。組合員に周知してくださいますよう、お願い申し上げます。

記

１　条件　　　　　〇組合員の方が亡くなられたとき

〇利用集積等により売買、交換等されたとき

〇経営移譲されたとき

〇住所、氏名を変更されたとき

２　記入上の注意　〇提出部数は1部

　　　　　　　　　〇組合員資格得喪通知書の受付は窓口または郵送で行うこ

　　　　　　　　　　とができます。

　　　　　　　　　〇記入漏れ、不備がありますと再度、組合員資格得喪通知書

　　　　　　　　　　の提出が必要になる場合がございますので、ご注意くだ

さい。

【お問い合せ先】　事務局　高浜市役所都市政策部土木グループ

０５６６－５２―１１１１（内：２５３）